

平成 26 年 6 月 25 日  
運輸安全委員会

三岐鉄道株式会社三岐線東藤原駅構内における鉄道重大インシデント  
に係る勧告に基づき講じた措置について（中間報告）

平成 24 年 6 月 27 日に三岐線東藤原駅構内で発生した鉄道重大インシデントについて、原因関係者である三岐鉄道株式会社から、当委員会が行った勧告に基づき講じた措置についての報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

本鉄道重大インシデントについては、平成 25 年 10 月 25 日に鉄道重大インシデント調査報告書の公表とともに、原因関係者である同社に対して勧告を行ったところです。（参考）

また、今回の同社からの報告は勧告の内容を反映したものとなっています。

別添

三岐鉄第 64 号  
平成 26 年 5 月 28 日

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘 様

三岐鉄道株式会社  
取締役社長

「三岐線東藤原駅構内における鉄道重大インシデントに係る勧告について」に対する  
講ずべき措置に関する完了報告（中間）について

平成 25 年 10 月 25 日付、運委参第 283 号による鉄道重大インシデントに係る勧告につ  
きまして、別紙のとおり講ずべき措置に関する完了報告(中間)を提出致します。

以上

「三岐線東藤原駅構内における鉄道重大インシデントに係る勧告」に対する講ずべき措置に関する完了報告(中間)について

「類似曲線箇所」(三岐線の 10 駅(富田・大矢知・平津・保々・梅戸井・三里・丹生川・伊勢治田・東藤原・西藤原))について措置を講じる。

「類似分岐器」(三岐線の 3 分岐器(富田駅サ 60 号・同 91 号・東藤原駅 60 号))について措置を講じる。

#### 【実施計画に基づく具体的措置内容】

以前から当社三岐線において、各駅間本線の曲線に関しては曲線諸元が明確化されているため、軌道整備の保守に活用してきました。しかし、各駅構内の本線はもとより各側線や分岐器付帯曲線においては曲線の諸元が明確化されていない箇所もあり、現場の担当者の「長年の経験」・「目通し」に頼っていました。

調査の結果、曲線諸元が不明確であった駅構内は、富田駅・大矢知駅・平津駅・保々駅・梅戸井駅・三里駅・丹生川駅・伊勢治田駅・東藤原駅・西藤原駅の 10 駅構内であることが判明しておりますが、これらの三岐線の曲線諸元が不明確な駅構内について諸元を明確化するために測量を実施し、測量図から現況の曲線を読み取り 1 曲線ずつ曲線諸元を設定する作業を進めています。

また、各駅構内の分岐器についても諸元がないため現場合せの分岐器(以下類似分岐器と表記する)となっている富田駅サ 60 号・91 号・東藤原駅 60 号分岐器の 3 箇所についての作業進捗状況を併せて報告致します。

#### ・富田駅

平成 25 年 4 月 2 日から測量に着手し、平成 26 年 3 月 11 日に現地測量は完工しており、現在測量図を作成中です。今後、この測量成果物完成後、曲線諸元を設定する作業を実施する計画です。設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守していきます。

#### ・大矢知駅

平成 26 年 1 月 10 日から測量に着手し、18 日に現地測量は完工しており、測量図を作成中のため完成後、曲線諸元を設定し、設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守していきます。

- ・平津駅

現在のところ現地測量は未実施であります。今年度中に速やかに測量を実施し、現地測量の完工後は測量図を作成し、曲線諸元を設定します。設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守します。

- ・保々駅

平成 26 年 3 月 4 日に測量に着手し、4 月 4 日に現地測量は完工しており、現在測量図を作成中のため完成後、曲線諸元を設定し、設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守します。

- ・梅戸井駅

平成 25 年 4 月 2 日に測量に着手、22 日に現地測量が完工致しました。

この測量結果を基に、土木・施設実施基準に則して曲線諸元を設定した線路実測図を作成し、新規線形について鉄道施設変更認可を申請（平成 25 年 11 月 14 日付け三岐鉄第 80 号）、中部運輸局長の認可を得ました（平成 25 年 12 月 12 日付け中運鉄技第 157 号）。これを受けて、設定した線形に合致する形で駅構内の分岐器重軌条化工事(37 k g→50kgN)（11 イ号分岐器、11 ロ号分岐器、12 イ号分岐器、12 ロ号分岐器の合計 4 分岐器）を実施すると共に、付随する曲線改良工事を平成 26 年 3 月 20 日までに実施致しました。本工事により、全 4 曲線が新規線形に改良されました。

今後は、線路実測図を適切に保管するとともに、土木・施設実施基準に記載されている軌道整備基準値に照らし軌道を適切に維持管理致してまいります。

- ・三里駅

平成 26 年 4 月 5 日に測量に着手し、15 日に現地測量は完工しており、現在測量図を作成中のため完成後、曲線諸元を設定し、設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守します。

- ・丹生川駅

平成 26 年 1 月 20 日に測量に着手し、2 月 10 日に現地測量は完工しており、現在測量図を作成中のため完成後、曲線諸元を設定し、設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守します。

- ・伊勢治田駅

平成 26 年 2 月 25 日に測量に着手し、3 月 3 日に現地測量は完工しており、現在測量図を作成中のため完成後、曲線諸元を設定し、設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守します。

- ・東藤原駅

平成 24 年 5 月 22 日に測量に着手、同年 8 月 7 日に現地測量が完工致しました。

この測量結果を基に、まず改良を要する 5 曲線について、土木・施設実施基準に則して曲線諸元を設定した線路実測図を作成し、鉄道施設変更認可を申請（平成 24 年 9 月 21 日付け三岐鉄第 50 号）、中部運輸局長の認可を得ました（平成 24 年 11 月 21 日付け中運鉄技第 148 号）。これを受けて、設定した線形に合致する形で駅構内の分岐器重軌条化工事(37kg→50kgN)（13 イ号分岐器、13 ロ号分岐器、17 イ号分岐器、17 ロ号分岐器、14 ロ号分岐器の合計 5 分岐器）を実施すると共に、付随する曲線改良工事を平成 25 年 3 月 13 日までに実施致しました。

その後、残りの 17 曲線についても、土木・施設実施基準に則して曲線諸元を設定した線路実測図を作成し、諸元を各曲線に記載致しました。（平成 26 年 5 月 22 日作業完了）

今後は、線路実測図を適切に保管するとともに、土木・施設実施基準に記載されている軌道整備基準値に照らし軌道を適切に維持管理してまいります。

- ・西藤原駅

現在のところ現地測量は未実施であります。今年度中に速やかに測量を実施致します。現地測量の完工後は測量図を作成し、曲線諸元を設定し、設定までの管理については、現状の数値を基準値として保守します。

- ・富田駅サ 60 号分岐器

平成 25 年 4 月 2 日から測量に着手し、平成 26 年 3 月 11 日に現地測量は完工しており、測量図を作成中です。今後、この測量成果物完成後、曲線諸元を設定する作業を進め、これに合致した曲線改良工事を計画致します。

- ・富田駅 91 号分岐器

平成 25 年 4 月 2 日から測量に着手し、平成 26 年 3 月 11 日に現地測量は完工しており、測量図を作成中です。今後、この測量成果物完成後、曲線諸元を設定する作業を進め、これに合致した曲線改良工事を計画致します。

- ・東藤原駅 60 号分岐器

平成 24 年 5 月 22 日から測量に着手し、平成 24 年 8 月 7 日に現地測量は完工しており測量図を作成中です。今後、この測量成果物完成後、曲線諸元を設定する作業を進め、これに合致した曲線改良工事を計画致します。

これら富田駅サ 60 号分岐器、同 91 号分岐器、東藤原駅 60 号分岐器における、抜本的な改良工事が終了するまでの経過的かつ適切な保守について、鉄道総合技術研究所様に依頼して、平成 25 年 12 月 12 日に現地確認をして頂くとともに、保守方法についての指導を頂きました。大規模曲線改良までの間は通常年 1 回の検査を月 1 回の頻度で鉄道総合技術研究所様助言内容での保守管理手法に基づいて検査をすることとし、管理値については現状の値を基準とし管理し、安全の確保に努めます。

(類似曲線箇所 10 駅)

対象曲線箇所	対策・措置	実施時期	報告時期
東藤原駅 (平成 26 年 5 月 22 日対策済み)	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 (実施済み) ※ 測量結果に基づいた曲線改良または軌道の整備・維持(実施済み)	平成 24 年 5 月～ 平成 26 年 5 月	平成 26 年 5 月
富田駅	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 ※ 測量結果に基づいた曲線改良または軌道の整備・維持	平成 25 年 4 月～ 平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月
梅戸井駅 (平成 26 年 3 月 20 日対策済み)	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 (実施済み) ※ 大規模曲線改良・50 k g N レール重軌条化・道床厚増加工事の実施(実施済み)	平成 25 年 4 月～ 平成 26 年 3 月	平成 26 年 5 月
丹生川駅	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 ※ 大規模曲線改良・50 k g N レール重軌条化・道床厚増加工事の実施	平成 26 年 1 月～ 平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月
大矢知駅 平津駅 保々駅 三里駅 伊勢治田駅 西藤原駅	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 ※ 測量結果に基づいた曲線改良または軌道の整備・維持	平成 26 年 1 月～ 平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月

(類似分岐器 3箇所)

対象分岐器	対策・措置	実施時期	報告時期
東藤原駅 (60号分岐器)	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 ※ 大規模曲線改良・50kgNレール重軌条化・道床厚増加・詳細設計した内方分岐器の採用・脱線防止ガードの設置工事の実施、または分岐器撤去・棒線化工事の実施	平成24年5月～ 平成27年3月	平成27年4月
富田駅 (サ60号分岐器)	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 ※ 大規模曲線改良・50kgNレール重軌条化・道床厚増加・詳細設計した内方分岐器の採用・脱線防止ガードの設置工事の実施	平成25年4月～ 平成28年3月	平成28年4月
富田駅 (91号分岐器)	※ 測量による分岐付帯曲線の明確化 ※ 分岐器撤去・棒線化工事の実施	平成25年4月～ 平成28年3月	平成28年4月

運委参第283号  
平成25年10月25日

三岐鉄道株式会社  
取締役社長 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇 弘

三岐鉄道株式会社三岐線東藤原駅構内における鉄道重大インシデントに係る勧告について

本重大インシデントは、脱線現場付近の平面線形の諸元が把握されていなかったこと、分岐器の軌道変位検査が適切に行われていなかったことから、軌道変位が軌道整備基準値を超えた状態であることを認識できず、同一箇所でも2度繰り返し車両が脱線したことによるものであると考えられる。

当委員会は、本重大インシデントの調査結果を踏まえ、輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

#### 記

貴社は、曲線及び分岐器の区間において、保守管理上の設計値を把握し、「土木・施設実施基準」に則した軌道変位の検査を適切に実施することにより軌道の整備・維持を確実に行うこと。